平成２９年（フ）第９５号
群馬県館林市上三林町1355番地の８
破産者　渡辺きよ美
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７０８号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1662番地８、破産手続開始時の住所さいたま市北区本郷町71番地１
破産者　曲　　嘉廣
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７６号
埼玉県幸手市東２丁目37番31号　シャルマンハウス107
破産者　齊藤　香織
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２０号
埼玉県和光市白子３丁目18番18号　（有）古島運送内
破産者　江島　憲市
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
静岡市清水区平川地18番５号
破産者　小池　和美
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５２号
大阪府八尾市服部川６丁目44番地
破産者　呉服　元紀
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９８号
大阪市淀川区東三国２丁目９番17―1004号
破産者　大林　光雄
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３１号
大阪市西淀川区佃３丁目４番18号、開始決定時大阪市西淀川区佃３丁目19番２―612号
破産者　カフェバリエこと　久村　敏行
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３６号
大阪市住之江区西住之江３丁目２番21号
破産者　武田　幸広
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８５号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番93―309号
破産者　辻村　　明
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１０号
大阪府高槻市北大樋町15番１―318号、申立時大阪府高槻市登町５番24号
破産者　田中　紘志
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１１号
高知県長岡郡大豊町中村大王1649番地１、前住所大阪府寝屋川市石津中町６番12号
破産者　須郷　博志
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５５号
大阪市東淀川区菅原６丁目10番６号　コーポラスサニーサイド　205号、開始決定時大阪市都島区中野町４丁目17番１号　ヒルズ桜宮101号、（開始決定時の前住所）大阪市淀川区木川東３丁目３番27号、（開始決定時の住民票上の前住所）大阪市淀川区東三国２丁目７番７号
破産者　波戸　勝弘
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４７号
大阪市住吉区南住吉３丁目３番７号　医療法人錦秀会阪和病院、住民票上の住所大阪府東大阪市新庄２丁目４番19号
破産者　金森　秀明
法定代理人成年後見人　福井　孝博
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５３号
岡山県倉敷市真備町市場3080番地１、前住所大阪市中央区上本町西２丁目５番11号
破産者　冨永　昌宏
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０１号
大阪府門真市柳田町３番９―505号
破産者　田村　公嗣
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４号
岡山県津山市上河原490番地１、前住所岡山県津山市河辺1150番地８
破産者　有宗　　淳
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部